

## 広島県告示第二百九十七号

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十八号）第二百二十六条第三項第五号、第三百二十九条第三項第五号、第五百五十六条第三項第五号及び第六十八条第三項第五号の規定に基づき、指定短期入所生活介護事業者及び指定短期入所療養介護事業者における知事が定める送迎に要する費用から除く場合を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

知事が定める送迎に要する費用から除く場合

- 一 指定短期入所生活介護事業者に係る送迎に要する費用を徴収することができる場合から除く場合は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費及びユニット型短期入所生活介護費のイ及びロの注八に定める加算が算定される場合
- 二 指定短期入所療養介護事業者に係る送迎に要する費用を徴収することができる場合から除く場合は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費及びユニット型短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注十二、ロ(1)から(5)までの注十、ハ(1)から(3)までの注八及びニ(1)から(4)までの注五に定める加算が算定される場合